



税理士 山本 善通 氏

## Question 使用人兼務役員の退職金

当組合の職員である事務局長は、この度、理事として選任され、使用人兼務役員となりました。この時期において、使用人であった期間の退職金を支給することの可否について教えてください。

また、さらに専務に昇進した場合はどうなりますか？

## Answer

### 【概要】

#### 〈法人の使用人が役員に昇格した場合の退職金〉

法人の使用人が役員に昇格した場合において、退職給与規程に基づき、使用人であった期間の退職金として計算される金額を支給したときは、その支給した事業年度の損金の額に算入されます。ただし、未払金に計上した場合には損金の額に算入されませんので注意してください。

#### 〈使用人兼務役員からさらに専務理事等に昇進した場合〉

使用人兼務役員が、副社長や専務取締役など使用人兼務役員とされない役員となった場合において、使用人兼務役員であった期間の退職金として支給した金額は、たとえ使用人の職務に対する退職金として計算されているときであっても、その役員に対する退職金以外の給与となります。ただし、その支給が次のいずれにも該当するものについては、その支給した金額は使用人としての退職金として取り扱われます。

- イ 過去において使用人から使用人兼務役員に昇格した者（使用人であった期間が相当の期間であるものに限り、）であり、その昇格をした時に使用人であった期間に係る退職金の支給をしていないこと。
- ロ 支給した金額が使用人としての退職給与規程に基づき、使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算して、その使用人としての職務に対する退職金として計算され、かつ、退職金として相当な金額であると認められること。（基通9-2-37）

### 【留意点】

法人が退職給与規程を制定又は改正して、使用人から役員に昇格した人に退職金を支給することとした場合においては、その制定等の時に既に使用人から役員に昇格している人の全員に使用人であった期間の退職金をその制定の時に支給して損金の額に算入したときは、その支給が次のいずれにも該当するものについては、その損金の額に算入することが認められます。

- イ 過去において、これらの人に使用人であった期間の退職金の支給をしていないこと。  
この場合、中小企業退職金共済制度又は確定拠出年金制度への移行等により、退職給与規定を制定又は改正し、使用人に退職金を打切支給した場合でも、その支給に相当の理由があり、かつ、その後は過去の在職年数を加味しないこととしているときは、過去において、退職金を支給していないものとして取り扱われます。
- ロ 支給した退職金の額が、その役員が役員となった直前の給与の額を基礎として、その後のベースアップの状況等をしんしゃくして計算される退職金の額として相当な金額であること。（基通9-2-38）

